

令和8年5月 定例教育委員会 議事録

日 時 令和8年5月28日（木） 開会 17時30分
閉会 18時32分

場 所 教育委員会室

出席者 教 育 長 寺岡 悌二
教育委員 福島 知克（教育長職務代理者）
教育委員 山本 隆正（議事録署名委員）
教育委員 新谷 なをみ
教育委員 松浦 倫
教育委員 田中 淳子

事務局職員 教育部長 佐保 博士
教育部次長兼教育政策課長 森本 悦子
学校教育課長 田中 修
社会教育課長 津川 文隆
図書館共創交流局参事兼図書館長 西澤 和江
学校教育課参事 山田 慈子
学校教育課参事兼教育相談センター所長
藤原 良浩
教育政策課課長補佐兼教育政策係長 中原 勝也
教育政策課 佐藤 元昭

傍 聴 人 0名

議 事 日 程 第1 議事録署名委員の指名について
第2 令和8年度別府市一般会計補正予算案（第2号）について
【議第22号】 ※非公開
第3 別府市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正について【議第23号】 ※非公開
第4 指定管理者の指定について【議第24号】 ※非公開
第5 別府市不登校児童生徒支援連絡協議会設置要綱の一部改正について【議第25号】
第6 別府市美術館運営協議会委員の委嘱について【議第26号】
第7 別府市立少年自然の家の設置及び管理に関する条例の廃止について【議第27号】 ※非公開
第8 工事請負契約の締結について【議第28号】 ※非公開

報 告 事 項 寄附受納について【報告第5号】

そ の 他 6月定例教育委員会の開催日程について

議 事 録

◎ 開 会

寺岡教育長 ただいまより令和8年5月の定例教育委員会を開会いたします。

◎ 議事録署名委員の指名について

寺岡教育長 はじめに、議事日程第1、議事録署名委員の指名につきましては、本日は山本委員にお願いいたします。

本日の議事のうち、議事日程第2、議第22号 令和8年度別府市一般会計補正予算案（第2号）について、議事日程第3、議第23号 別府市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正について、議事日程第4、議第24号 指定管理者の指定についてまでの3議案は、市議会上程前であることから、別府市教育委員会会議規則第6条第1項の規定により非公開とすることを提案します。お諮りいたします。この案件を非公開とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。出席者の3分の2以上でありますので、これを非公開とします。また、これにより、審査順序を入れ替えたいと思います。議事日程第2、議第22号から議事日程第4、議第24号までの3議案についての審議を最後に行います。

◎ 別府市不登校児童生徒支援連絡協議会設置要綱の一部改正について

寺岡教育長 それでは議事に入ります。議事日程第5、議第25号 別府市不登校児童生徒支援連絡協議会設置要綱の一部改正について提案しますので、事務局から説明いたします。

学校教育課参事 議案書9ページをご覧ください。議第25号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。

教育相談センター所長

10ページ11ページをご覧ください。現行では第3条第3項、別府市市民福祉部と書いてありますが、組織改編に伴いまして、そこをこども部と名称を変更するものでございます。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま学校教育課参事より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。
では特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第25号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議題25号は議決することに決定い

たしました。

◎ 別府市美術館運営協議会委員の委嘱について

寺岡教育長 次に議事日程第6、議第26号 別府市美術館運営協議会委員の委嘱について提案しますので、事務局から説明いたします。

社会教育課長 12ページをお開きください。議第26号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。

13ページをお願いいたします。同協議会委員につきましては、先月の教育委員会でもお諮りいたしております。別府市美術協会から推薦をいただいて委嘱する委員2名に関しては、推薦次第お諮りするとしておりましたので、今回提案をさせていただいております。具体的には、協議会委員の名簿を掲載しておりますが、上から美術協会会長の平野芳弘様、同副会長で洋画部長の和田清様の2名を提案させていただきます。なお任期は2年とし、令和10年3月31日までとなります。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

では特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第26号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第26号は議決することに決定いたしました。

◎ 報告事項

寺岡教育長 それでは報告事項についてです。報告第5号 寄附受納について報告します。詳細は事務局から説明いたします。

**教育部次長兼
教育政策課長** 議案書14ページ、報告第5号 寄附受納についてでございます。教育政策課関係は15ページから16ページの番号1から20まででございます。番号1から14は、各市立小中学校の卒業生保護者等から卒業記念品としてご寄附いただきました。番号15から18は、鶴見小学校のPTAからの寄附でございます。番号15のテレビはCSルームに設置し、職員会議や学校外からの来客との打ち合わせなどにも使用しております。番号16の充電草刈り機は、校内の草刈りをするためのもので、主に用務員が使用しています。番号17のロイター式踏切板・ミニサッカーゴールは、体育館に設置し、体育の授業やレクレーションなどに使用しております。番号18の無限ジッパーテーションミドルは、特別支援教室でひとつの教室を2クラ

スに仕切ったり、パーソナルスペースを確保したりするために使用しています。番号 19 です。故三宮英子様のご遺族からの寄附でございます。故人はかつて山の手幼稚園の教諭であり、山の手小学校へ児童書を寄附したいという希望があったそうです。すでに小学校の図書館に納品され、多くの児童が手に取って楽しんでいると聞いております。番号 20 は、長年地域の学びと生活を支えてこられた文具店が令和 8 年 3 月末をもって閉店することに伴い、文具等約 800 万円相当をご寄附いただいたものでございます。なお番号 19 と 20 は、どちらも匿名を希望しております。教育政策課関係部分の寄附報告は以上でございます。

学校教育課長 学校教育課関係は番号 21、22、23 になります。21 番は元東山小中学校長の手嶋勇先生より、東山小中学校が国立公園内に位置しているということ子どもたちに知ってほしいということで、国立公園制度 100 周年記念千円銀貨幣「阿蘇くじゅう国立公園」を寄附していただきました。既に学校に渡しており、玄関等に掲示したり、校長から子どもたちに「この学校はそういうところに位置しているんだよ」というようなことをお話ししたりされていると思います。22 番も個人の方からで、「あっちゃんを忘れたおじいちゃん」という絵本を 28 冊いただきました。小学校に配布しております。23 番は株式会社サンレーという冠婚葬祭に関わる企業となりますが、「こども冠婚葬祭」15 冊をいただきまして、各学校に配布しているところです。以上でございます。

社会教育課長 社会教育課部分は 24 番のみでございます。株式会社ハウス様より野口交流ふれあいセンターにソフトバレーボールとバドミントン用の支柱をご寄附いただいております。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま各課より報告がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

山本委員 20 番の文具一式は匿名ということですが、金額的には 800 万円とかなり多いと思いますが、内容としてはどういうものがあるのでしょうか。

教育部次長兼教育政策課長 ノートや賞状などもあるのですが、多くは赤白帽や黒板用のチョーク、他には付箋など、文具店が閉店をいたしましたので、販売をしていたもの、残っているものを一式ご寄附いただいた形になります。

新谷委員 この文具一式は、学校に平等に配布するという形ですか。

教育部次長兼教育政策課長 4 月以降閉園となった南幼稚園の園舎の中に一旦全部運び入れまして、日にちを特定しまして、学校の職員に見に来てもらいました。学校がひと回り終わりましたので、そのあと保育所の職員に来てもらい、小・中、それから保育園、幼稚園の順に配布しています。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。では他に質疑もないようでございますので以上で質疑を打ち切ります。

◎ その他

【概要】 ※令和8年6月定例教育委員会の開催日程について、令和8年6月25日（木）17:30より開催することが決まった。

◎ 令和8年度別府市一般会計補正予算案（第2号）について ※非公開

◎ 指定管理者の指定について ※非公開

寺岡教育長 ここからは非公開となります。なお、非公開である3議案は、議案上程により非公開とする理由が消滅するため、議事録については、議案上程後公表いたします。

それでは議事に戻ります。議事日程第2、議第22号 令和8年度一般会計補正予算案（第2号）についてと議事日程第4、議第24号 指定管理者の指定については、関連する議案となりますので一括して事務局から説明いたします。

社会教育課長 1ページをお開きください。議第22号につきましては、規定により意見を求めるものでございます。

2ページをお願いいたします。債務負担行為の補正についてご説明をいたします。中央公民館・市民会館指定管理料につきましては、今回新たに指定管理者制度を導入する別府市中央公民館・市民会館、通称別府市公会堂につきまして、令和8年度から令和13年度までの期間、限度額2億500万円の債務負担行為を議会に提案するものでございます。

続いて指定管理者の指定についてご説明いたします。こちらは7ページをご覧ください。議第24号につきましては、規定により意見を求めるものでございます。

指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、資料のとおり指定管理者にこの施設の管理を行わせることについて、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回指定を受ける施設は中央公民館・市民会館、指定管理者となる団体は8ページに記載のとおり、日本郵便株式会社でございます。指定の期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間でございます。

日本郵便株式会社の指定管理候補者選定までの動きについてご説明させていただきます。まず3月議会に指定管理者制度を導入するための条例改正案を提出し、議決を得たところでございます。議案質疑においては、公会堂の管理運営の高度化、施設価値の向上、地域に密着したサービス充実を目的とした指定管理者制度導入に向けた検討を進める旨を説明したところでございます。別の動きとして、令和8年1月末から2月中旬にかけて、サウンディング調査を行っております。こちらは民間事業者の持つ専門的ノウハウや発想を把握し、施設運営の高度化に資する提案を得ることを目的として実施したものでございます。今回結果として、日本郵便株式会社から参加申し込みがあり、公会堂に特定郵便局を併設すること、郵便

局が持つ地域密着型のユニバーサルサービスを展開すること、これまで培ってきた高品質な接客サービスを提供することなどの提案をいただいております。議会終了後、この提案内容につきまして精査し、同案が別府市の望む公会堂の公共性を維持しつつ、新たな価値を創出する方向性と合致することを確認しております。別府市公会堂の価値向上に向け、併設施設として地域に密着したユニバーサルサービスを提供する特定郵便局を配置する方針をその後決定したところでございます。

なお、今から申し上げる観点でその決定をしたところでございます。

まず1点目です。郵便局がユニバーサルサービスを提供することで、公会堂の公共性を補完強化が可能であるということ。また、高品質な接客サービスを提供することで、案内品質のばらつき、クレーム対応力の不足も補完可能であることです。2点目ですが、郵便局事務取扱法と別府市と日本郵便が結んでおります包括連携協定により、郵便局を併設することで、通常の公会堂業務、郵便サービス、それ以外にも住民票交付、マイナンバー関連事務等の自治体窓口事務、ゴミ袋や商品券販売などの市独自業務などの様々な業務が、公会堂の事務室に設置する郵便局でワンストップで提供でき、総合的な地域窓口への進化が期待されるというものでございます。3点目として、他のサービス機能との比較を行い、複数の公共サービスをワンストップで提供できるのは、郵便局のみであり、公共性・利便性の両面で、公共サービスとしては非常に優位であると判断し、今回の決定に至ったところでございます。

その後、選定方法の検討を行いました。公会堂に特定郵便局を併設する方針と決定しましたが、郵便局の設置主体は、法令で日本郵便株式会社に限られるとなっております。指定管理候補者は、必然的に日本郵便のみとなることとなりますので、このため、公募を行っても競争性が成立しない。公共性専門性の観点から日本郵便以外の適格者が存在しないなど、非公募による選定を合理的と判断し、非公募での選定といたしました。特に郵便局機能につきましては、法律により日本郵便に独占的に認められておりますので、郵便局を併設する方針ということを採用した時点で、候補者は日本郵便以外に存在しないとなりますので、その点が非公募選定の決定的な根拠としております。

その後、検討課題がいくつかございましたので、日本郵便にヒアリングをさせていただきました。まず、社会教育事業の取り扱いについてです。それから、あの建物は近代化遺産、いわゆる市指定の文化財でございますので、こちらについて文化財保護法の法令遵守に関する考え方をお聞きいたしました。また併設工事の内容と許可手続き、移行スケジュール、指定管理料の算定等について確認いただいたところでございます。結果として、社会教育事業との役割分担につきましては、中央公民館が担う社会教育事業、いわゆる主催講座、地域教育力活性化事業等は市が継続して実施することとし、指定管理者の業務対象外とすることを確認いたしております。これにより、公民館機能の弱体化を招くことなく、文化・学習機能と郵便局機能の両立が可能になると判断をしております。また文化財保護法に関するものでございますが、有形文化財である公会堂の構造体に影響を与える工事は禁止し、工法、材料、色彩は、社会教育課の文化財係を通して、文化財の有識者の方の指示に従うようにしました。それから事前協議、設計確認、許可申請、工事管理の各段階で、市が関与するという形で日本郵

便と確認しております。

このような内容を踏まえまして、次の方針として最終的に決定させていただき、公の施設の指定管理候補者選定方法等検討委員会に臨んだところでございます。なお条件でございますが、次のとおりでございます。まず1点目ですが、公会堂の併設施設として特定郵便局を配置する。2点目、選定方法は非公募とし、日本郵便株式会社を候補者とする。3点目、指定管理者は公会堂の管理運営業務を担う。ただし中央公民館が実施している公民館運営審議会、町内公民館連合会、地域教育力活性化事業、教育委員会主催講座等は除外する。指定管理者制度の導入時期は令和9年4月1日とする。併設工事に関してですが、こちらは公会堂が文化財的価値を有する建築物であることから、文化財保全上必要な工法、材料、色彩の制限に従うとともに、必要な手続きを遵守するとしました。特に構造体に影響ある工事は禁止しております。それから指定管理料に関してですが、直営時の管理運営費を参考に、令和8年度当初予算を基準とした金額とさせていただいております。こちらについては、上限額として債務負担行為をご提案したとおりでございます。指定管理者制度のガイドラインに基づき、協定書の締結、報告書の提出、別府市による現地確認など、適正な運用を確保するということでございます。それから災害時の避難所として公会堂を使っておりますが、こちらについては、災害時に別府市と連携して、自主避難者の受付などをしていただくようにしております。

また議案提出の時期でございますが、併設工事及び準備作業の時間を十分に確保するということから、指定管理者の選定議案に関しては、早期の議決を目指すものとさせていただきました。これにより、今回6月議会での提案という形で動いております。これらの要件をお示しして、指定管理候補者選定方法等検討委員会で、日本郵便を非公募で公会堂の指定管理候補者として選定する案について教育委員会から諮問させていただいた結果、非公募で選定すること、並びに日本郵便を候補者とするのが妥当である旨の答申をいただいたところでございます。

以上の点から、市議会6月定例会にて、日本郵便を指定管理候補者とする選定案を提案させていただきました。ご審議の程よろしく願いいたします。

寺岡教育長 ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

田中委員 運営費が今とあまり変わらない2億500万ということで、そうなると指定管理にした目的と、それから社会教育事業は対象外ということですが、中央公民館の館長の所属とか職員管理とか、その辺をもう少し詳しく教えてください。

社会教育課長 まず、今回指定管理者を入れた要因としては、もともと市直営でずっと運営してきましたが、市民ニーズの多様化とサービス水準の高度化、これが必要になってきているというのが現状でございます。それによって、より効率的に質の高い施設運営が求められてきた。特に市民サービスの充実が必要だということで、施設運営の高度化に関する提案を得るためにサウンディング調査を行ったということです。サウンディング調査で提案を受け

て、それを評価して決めさせていただいたということでございます。ひとはコスト面が確かにありますけど、それと同時に、この施設では、やはりサービスの高度化の部分が必要だという意味で、民間のノウハウを利用した指定管理という形で指定管理者制度導入を決めさせていただいたところでございます。それから館長ですが、予定としては市直営部門の方が館長という形になります。これは、中央公民館長というのは社会教育法の中で位置付けられている部分でございます。館長については特別な扱いが規定の中にありますので、こちらについては、市直営の責任者の方を館長とするという形で考えています。指定管理者の代表の方は、管理運営者として置いてもらうということを考えているところです。

新谷委員 指定管理者を置くということは、それだけ市の負担が減る、使うお金を減らすための方式とずっと思っていました。郵便局が入ったら、いろんなサービスができるようになるというのも分かるのですが、この2億500万がどうなのかなと。これを市民の方が聞いたときに、指定管理者を置くことに対してこれだけの予算を使うのがいいと思うか悪いと思うかということところはちょっと分からないのですが、圧倒的にものすごく格段にサービスが良くなって、今までできなかったことがたくさんできるようになるというようなことがあれば、少しお金がかかってもいいのかもしれないけれども、今までやっていた市民サービスができるかどうか分からないみたいな感じで、これを見た市民の方が納得するのかなというのが1点。それから、今中央公民館の近くに郵便局があるのかなのか、なぜここにその郵便局を入れるのかというところをもう一度聞きたいと思います。それと、このお金をつぎ込む納得性というようなものがあるのか教えてください。

社会教育課長 指定管理につきましては先程申し上げたとおりでございます。指定管理者制度を導入して、少しでも市民サービスの向上に向けた部分も含めて私たちも評価しております。2億500万円をかけて、これがどうなるかということですが、まず2億500万円につきましては、先程申し上げたとおり、今ある運営状態で出す金額をもとに指定管理料を出していますので、2億500万につきましては、これは今後もし直営でやったとしても同じ金額はほぼ負担していく形になります。ただし、今後の状況として、経費が増大する局面に入っています。それで考えたときには、指定管理者制度を入れて指定管理料の上限額を決めることというのは、ある意味そこは民間を入れる利点になります。そこに民間のノウハウを入れてやるという形は、最低でも今の水準より上がることはなくなります。本来であれば今の水準より下がるということがあるのですが、例えばこれを運営するのに必要な費用でいうと、公会堂は公共性のある建物ですから、実際に市の持ち出しの方が多い施設です。要はお客様からいただく使用料だけでは運営できません。持ち出し分はすべて市が負担して、その金額が今大体4,100万円ぐらいです。まずそれが基準にあると思います。その上で、今回指定管理を入れることによって、その金額を超えない形で運営していく。そこにさっき言いましたように経費は増大局面に入っていますから、経費が増大していくことも想定したときには、かなりの利点はあると思います。まずこれは金額的な話です。ではこれ以上それを下げることができるのかというのは、今後の日本郵便さんの努力にはなると思います。その部分はサービスのほ

うで補っていただくという形で、市民サービスの向上の部分でやっていただく。元々利益を出す施設ではございませんので、利益が出ればそれをさらに出してもらおうという形にもできるのですが、公会堂自体がどうしても利益が出ない、市の持ち出しが多い施設というのは間違いありません。そういう施設でございますので、その中で民間のノウハウを入れて少しでも効率的なものをしていただいた形で、さらにサービスの高度化を図るということで、今回サウンディング調査を行って、日本郵便さんの提案を受けてこちらが採用したという形でございます。それから、公会堂の近くに特定郵便局があるかどうかということですが、近くにあるということは聞いております。

新谷委員 指定管理者制度を入れてすごく良くなったという例もたくさんあるとは思いますが、数年前に、ちょっと正式な名前を覚えてないけど、青山中学校の下施設に指定管理者が入っているのだけど、シロアリがたくさん出たというようなことがあったのを記憶しています。市の施設であれば、住民の方はすぐぱっと来て言えるけれども、指定管理者になったときどのような対応ができるのかということのもやっぱり不安があります。公会堂は本当に大切な建物なので、そこにどのような感覚を持った方が入って、それをどういうふうに扱うかというのは非常に心配になるところです。

社会教育課長 委員が言われた部分というのは、やはり指摘をうける部分かと思います。やはり指定管理者がどれだけきちんと対応する即効性があるのかということと、施設をどれだけきちんと管理していただけるのかということにつきましては、実際に指定管理者が決まってから協定書を結んでいく段階で強化していく話の部分も出てきますので、そこでお話をしていく形になるかと思います。指定管理者の場合ですと、選定の部分と、実際に決定して指定管理を始めた後の管理の話というのが出てきますので、その中できちんとそこを押さえていきたいと思います。

新谷委員 これをすることで、市の教育委員会、市役所、それから住民にどんなメリットがあるのかということのを簡潔に説明してもらったら納得できると思います。

教育部長 最初に運営費が変わらないのではないかとのご指摘ありました。先程社会教育課長が、単年度で約 4,100 万円ということで試算しておりまして、その 4,100 万円が 5 年間の債務負担合計が 2 億 500 万円なんですけど、まず昨今の経済事情見ますと、人件費のベースアップというところがかかなり顕著に表れております。そこを今の 4,100 万円で抑えたまま、5 年間というところで、ぎりぎり抑え込んだ債務負担行為の予定にしておりますので、そこは経費が少しは圧縮できると考えております。それと、日本郵便を選定する最大の理由ですが、先程説明しましたようにユニバーサルサービスが提供できるというところで、例えば住民票の交付であったりとか、マイナンバーカードの交付、またゴミ袋の関係であったりとか、市が担う業務は、ほとんどこの日本郵便ができることになっております。そこは、公会堂にこの日本郵便が入ることによってワンストップでいろんな行政サービスが提供できる。ここは、これから協定次第になりますけども、無限に

可能性があるところではないかなと私どもは期待しております。今委員の皆様方からいろいろなご心配やご要望がありましたので、その点に関しては、議決された後に、社会教育課の中で、そして日本郵便との間で十分協議を行っていきたいと思います。

寺岡教育長 文化財の破損については、やはり協定書の中に詳しく入る予定ですか。

社会教育課長 今回郵便局に工事許可を出すところは、復元工事の時に工事を行った部分だと思っています。その時に事務室を置いたりしましたが、文化財的な価値はない共有スペースの部分を工事する形になると思います。それから工事の基準、市が担当する部分と指定管理者の方で営繕する部分。これは協定書の中でおそらく金額で決めます。それから金額が安くてもどうしても市がやらなければいけない部分が出てきますので、そういう部分は協定書の中で定めていくようになります。協定書も2種類あって、基本協定書というものと、金額を書いた年度協定書というものがあります。年度協定書は指定管理料の基準を書いているものですが、基本協定書の中でその部分はきちんと定めていくように決まっています。リスク分担表ということだったりしますが、お互いでどちらがリスクを持つかという部分もきちんと定めていく形にはなっていますので、今後の話し合いの中でそこをきちんとしていきたいと思っています。

新 谷 委 員 一度日本郵便が入ってしまうと、ずっと指定管理者が変更されないのではありませんか。

社会教育課長 指定管理者は5年おきで選定します。現状復旧についても、協定書の中に入れたいと思っています。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。では他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第22号及び議第24号は原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第22号及び議第24号は同意することに決定いたしました。

◎ 別府市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正について ※非公開

寺岡教育長 次に議事日程第3、議第23号 別府市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正について提案しますので、事務局から説明いたします。

**教育部次長兼
教育政策課長** 議第23号につきましては、規定により意見を求めるものでございます。

議案書 4 ページ提案理由をご覧ください。大分県の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部が改正され、大分県県費負担学校職員の教職調整額の額が改正されたことに伴い、市立幼稚園の教諭、助教諭及び講師の教職調整額の額を本市条例で定める必要が生じたため、条例を改正するものでございます。

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」の施行により、令和 8 年 1 月 1 日から教育職員の教職調整額が、現行の 4 % から 10 % へ段階的に引き上げられますが、本法律では、幼稚園教員に係る教職調整額は現状維持とされ、引き上げの対象となっておりません。そこで、新旧対照表をご覧ください。別府市の幼稚園教諭、助教諭及び講師の給与等は、大分県県費負担学校職員の例による、としておりますが、大分県条例には、当然のことながら幼稚園教員等を想定した該当条文がないため、本市独自に条例を改正し、ただし書きにより教職調整額を定めるものでございます。法律、県条例ともに令和 8 年 1 月 1 日に施行されておりますので、本条例も同日に遡及して適用するものといたします。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま教育政策課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。
では特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 23 号は原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 23 号は同意することに決定いたしました。

◎ 別府市立少年自然の家の設置及び管理に関する条例の廃止について ※非公開

◎ 工事請負契約の締結について ※非公開

寺岡教育長 ここで追加議案がございます。お配りいたしました議事日程第 7、議第 27 号及び議事日程第 8、議第 28 号について議事に加えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

※異議なし

寺岡教育長 それでは議第 27 号、議第 28 号ともに市議会上程前の議案であるため、別府市教育委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定により非公開とすることを提案いたします。お諮りいたします。この案件を非公開とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。出席者の 3 分の 2 以上でありますので、これを非公開といたします。なお、非公開である 3 議案は、議案上程により非公開とする理由が消滅するため、議事録については、議案上程後公表いたします。

それでは議事に戻ります。議事日程第 7、議第 27 号 別府市立少年自然

の家の設置及び管理に関する条例の廃止について及び議事日程第 8、議第 28 号 工事請負契約の締結については、関連する議案となりますので一括して事務局から説明いたします。

社会教育課長 順番を入れ替えさせていただき、先に工事請負契約の締結についてご説明いたします。議第 28 号につきましては、規定により意見を求めるものでございます。

追加議案書の 3 ページをお開きください。工事請負契約の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めることとなっております。

まず契約の目的でございますが、別府市立少年自然の家「おじか」解体工事について議会の議決を求めるものでございます。次に契約方法でございますが、要件設定型の一般競争入札による契約でございます。契約金額は 3 億 3,486 万 7,764 円でございます。契約の相手方ですが、浦松・三光建設工事共同企業体でございます。以上が工事請負契約の締結についての議案でございます。

続きまして、1 ページをお開きください。議第 27 号につきましては、規定により意見を求めるものでございます。

2 ページでございます。別府市立少年自然の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を載せております。今回の条例廃止でございますが、別府市立少年自然の家「おじか」の解体により条例を廃止しようとするものでございます。以上 2 議案、ご審議のほどよろしく願います。

寺岡教育長 ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

新谷委員 おじかを解体した跡地はどのように活用するのですか。決まっていれば教えてください。

社会教育課長 解体に来年の 9 月までかかりますので、跡地の利活用につきましては、来年度いっぱいをかけて調査等しながら検討したいと考えているところでございます。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。では特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 27 号及び議第 28 号は同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 27 号及び議第 28 号は同意することに決定いたしました。

◎ 閉会

寺岡教育長 以上をもちまして、令和８年５月定例教育委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。

- ・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。